

CHIKKUN POINT

筑西市公式 LINE 「ちっくんポイント」実証実験 実施要項

令和 8 年度（2026 年度） / 実証期間：令和 8 年 10 月 1 日～12 月 31 日

本要項の位置付け

本市が筑西市公式 LINE 上で行うポイント実証実験について、参加条件、ポイントの付与・利用、不正利用への対応、個人情報の取扱いその他必要な事項を定めるものです。

実施要項

（目的）

第 1 条 この要項は、筑西市公式 LINE を通じて市民と行政との継続的な接点を形成し、市政情報の閲覧、イベントへの参加、観光施設への来訪、デジタル活用等を促進する「ちっくんポイント実証実験」（以下「本実証」という。）の実施に必要な事項を定めることを目的とする。

（実施主体）

第 2 条 本実証の実施主体は、筑西市（以下「市」という。）とし、事務局を行革 D X 推進課に置く。

（用語の定義）

第 3 条 「ちっくんポイント」とは、市が本実証において、所定の行動を行った参加者に対し、筑西市公式 LINE 上で付与する実証用ポイントをいう。

- 2 「参加者」とは、筑西市公式 LINE の友だち登録を行い、本要項に同意して本実証を利用する者をいう。
- 3 「対象事業」とは、別表 1 に定めるポイント付与の対象となる事業又は取組をいう。
- 4 「特典」とは、参加者が所定のポイント数を用いて交換又は抽選申込みを行うことができる物品、デジタルコンテンツ又は体験等をいう。

（実証期間）

第 4 条 本実証のポイント付与期間は、令和 8 年 10 月 1 日から同年 12 月 31 日までとする。

- 2 特典の申込期間、抽選日、提供時期その他の具体的な日程は、市が筑西市公式 LINE その他の方法により別に公表する。
- 3 市は、システム障害、災害、事業運営上の事情その他やむを得ない事由があるときは、期間を変更し、又は本実証の全部若しくは一部を中止することができる。

(参加対象者及び参加方法)

第5条 本実証には、筑西市公式 LINE を利用できる者が参加できる。ただし、対象事業ごとに、参加、来訪、受講その他の個別条件を定めることができる。

- 2 参加者は、筑西市公式 LINE のポイントメニューから本実証を利用し、初回利用時その他市が指定する時点で本要項に同意するものとする。
- 3 本実証への参加及びポイントの利用は、原則として1人につき1つのLINEアカウントによるものとする。

(ポイントの付与)

第6条 市は、参加者が別表1に定める条件を満たしたことをシステム記録その他の方法により確認した場合に、ポイントを付与する。

- 2 ポイントは、デイリーポイント、QRコードの読み取り、アンケート回答その他市が指定する方法により付与する。
- 3 対象事業ごとの付与数、付与条件及び上限回数は、別表1のとおりとする。
- 4 通信状況等により即時に反映されない場合、市は記録を確認の上、必要に応じて後日付与又は補正することができる。

(ポイントの確認及び申出)

第7条 参加者は、筑西市公式 LINE のポイント確認画面により、保有ポイント数及び履歴を確認するものとする。

- 2 付与漏れ又は誤付与の疑いがある場合、参加者は、市が別に定める期限までに事務局へ申し出るものとする。
- 3 市は、システム記録、参加記録その他の資料に基づき確認し、必要と認める場合はポイント数を補正する。

(ポイントの性質)

第8条 ポイントは、本実証における特典の交換又は抽選申込みによりのみ利用でき、現金その他の通貨との交換、換金、払戻し又は市税その他の公金の支払いには利用できない。

- 2 ポイントには金銭的価値を認めず、第三者への譲渡、貸与、売買、相続、担保設定又は複数アカウント間の合算をすることはできない。

(特典の利用)

第9条 特典の内容、必要ポイント数、提供上限数及び提供方法は、別表2又は市が別に公表する内容による。

- 2 提供上限数のある特典は、原則として申込者の中から抽選により提供する。抽選方法及び当選者への連絡方法は、市が別に定める。
- 3 抽選対象の特典は、申込時に必要ポイント数を減算し、抽選結果にかかわらず返還しない。

- 4 参加者 1 人当たりの抽選申込数に上限は設けない。ただし、当選は 1 特典につき 1 人 1 つまでとする。
- 5 当選者が指定期限までに必要な手続を行わない場合、連絡不能の場合又は提供条件を満たさないことが判明した場合は、当選を無効とすることができる。
- 6 特典の交換、抽選結果、配送先その他の個別事情に関する第三者への権利移転は認めない。

(ポイントの有効期限及び失効)

第 10 条 ポイントの有効期限は、令和 8 年 12 月 31 日までとし、同日を経過したポイントは全て失効する。

- 2 筑西市公式 LINE のブロック、LINE アカウントの削除、機種変更等に伴うアカウント情報の引継ぎ失敗その他参加者の事情によりポイントを確認又は利用できなくなった場合、市は原則としてポイントを復元しない。
- 3 本実証の終了、中止又は本要項に基づく取消しにより失効したポイントについて、市は補償を行わない。

不正利用への対応

(禁止事項)

第 11 条 参加者は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 虚偽の回答、なりすましその他不正な手段によりポイント又は特典を取得し、又は取得しようとする行為
- (2) 現地参加又は来訪を条件とする QR コードを、撮影、複製、転載、転送、公開その他の方法により対象者以外に利用させる行為
- (3) 自動操作、プログラム、端末又は通信の改変等により、通常の利用方法を超えてポイントを取得する行為
- (4) システムの不具合又は運用上の誤りを認識しながら利用し、又は第三者に利用させる行為
- (5) ポイント、特典又は当選権を第三者へ譲渡、売買、交換又は換金する行為
- (6) 市、他の参加者又は第三者の業務、設備、権利若しくは利益を妨害し、又は侵害する行為
- (7) 法令、本要項、公序良俗又は対象事業ごとに示す条件に違反する行為
- (8) 前各号の行為を援助し、助長し、又はこれらに関与する行為
- (9) その他、市が本実証の趣旨に照らして不相当と認める行為

(不正等が疑われる場合の調査)

第 1 2 条 市は、不自然な取得履歴、同一端末又は同一人による重複利用、QR コードの拡散その他不正利用が疑われる事実を確認した場合、ポイントの付与、利用、特典申込み又は提供を一時停止し、必要な調査を行うことができる。

- 2 市は、調査のため必要な範囲で、参加者に対し、本人確認、参加・来訪等の事実確認、資料の提出又は事情の説明を求めることができる。
- 3 参加者が正当な理由なく前項の求めに応じない場合、市は、利用履歴その他確認可能な資料に基づき判断することができる。

(ポイント等の取消し及び利用停止)

第 1 3 条 市は、誤付与、付与条件を満たさないこと又は前 2 条に定める禁止行為が確認された場合、当該参加者について、次に掲げる措置の全部又は一部を講ずることができる。

- (1) ポイント付与の取消し及び保有ポイントの全部又は一部の無効化
 - (2) 特典の交換申込み、抽選申込み又は当選の取消し
 - (3) 本実証の利用の一時停止又は参加資格の取消し
 - (4) 既に提供した特典の返還又は未発送特典の提供停止
 - (5) 今後市が実施する同種事業への参加の制限
 - (6) 悪質性が高い場合における関係機関への相談、被害届の提出その他法令に基づく措置
- 2 市は、措置の内容を決定するに当たり、行為の態様、故意又は過失、取得数量、反復性、事業への影響及び本人の説明等を総合的に考慮する。
 - 3 既にポイントが特典に利用されている場合、市は、残存ポイントの無効化に加え、当該特典の返還を求めることができる。

(措置の通知)

第 1 4 条 市は、前条の措置を講ずる場合、原則として、対象者に対し、その理由及び措置内容を筑西市公式 LINE その他適切な方法により通知する。ただし、連絡先が不明な場合又は緊急に利用停止する必要がある場合は、この限りでない。

(QR コード等の管理)

第 1 5 条 対象事業を所管する課及び協力施設は、ポイント付与用 QR コードを適切に管理し、対象者以外への事前流出、無断複製又は掲示期間外の利用を防止するものとする。

- 2 QR コードの流出又は不正利用のおそれが生じた場合、所管課は直ちに事務局へ報告し、事務局は当該コードの停止、再発行その他必要な措置を講ずる。

運用・情報管理

（個人情報等の取扱い）

第16条 市は、本実証の運営、不正利用防止、問合せ対応、抽選、特典提供、効果検証及び統計分析のために必要な範囲で、LINE ユーザー識別情報、ポイント取得・利用履歴、アンケート回答、氏名、住所その他必要な情報を取得し、利用する。

- 2 取得した個人情報は、個人情報の保護に関する法律その他関係法令及び市の定める規程に従い適切に取り扱う。
- 3 氏名及び住所等の配送情報は、原則として当選者又は特典提供に必要な者からのみ取得し、当該目的の範囲内で利用する。
- 4 市は、個人を識別できない形に加工した統計情報を、本実証の評価及び施策検討に利用し、公表することができる。

（参加者の責任及び費用負担）

第17条 参加者は、自らの LINE アカウント及び端末を適切に管理し、第三者による不正利用を防止するものとする。

- 2 端末、通信回線、通信料その他本実証の利用に必要な費用は、参加者の負担とする。
- 3 登録情報又は配送先の誤りにより通知若しくは特典が届かない場合、市に故意又は重大な過失がある場合を除き、市は再送その他の対応を行わないことができる。

（システム障害等）

第18条 市は、保守、障害、通信事業者又は LINE ヤフー株式会社が提供するサービスの停止、災害その他やむを得ない事由により、本実証の利用を一時停止することができる。

- 2 障害等によりポイントが正常に付与されなかった場合、市は確認可能な記録に基づき補正に努める。ただし、付与条件を確認できない場合は補正しないことができる。

（内容の変更）

第19条 市は、本実証の目的達成、適正な運営又は不正防止のため必要があると認めるときは、対象事業、付与数、上限回数、特典、申込方法その他の内容を変更することができる。

- 2 重要な変更は、筑西市公式 LINE、市ホームページその他適切な方法により周知する。

（効果検証）

第20条 市は、友だち登録者数、ポイント利用者数、継続利用率、対象事業への参加状況、アンケート結果、不正利用の発生状況その他必要な指標により、本実証の効果及び課題を検証する。

（問合せ先）

第21条 本実証に関する問合せ先は、筑西市行革DX推進課とする。

附 則

この要項は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

- 2 この要項は、本実証に係る事務が完了した日をもって、その効力を失う。ただし、第 13 条、第 14 条及び第 16 条の規定は、必要な範囲でなお効力を有する。

別表 1 対象事業及びポイント付与基準

対象事業	付与条件	pt	上限
デイリーポイント	ポイントメニューの「1 日 1 回」を実行	1	1 日 1 回
スマホ教室（基礎編）	講義終了後に会場 QR コードを読取	10	開催日ごと
スマホ教室（応用編）	講義終了後に会場 QR コードを読取	20	開催日ごと
観光施設来訪	対象施設に設置した QR コードを読取	10	施設ごと 1 回
イベント来訪	対象イベントで提示した QR コードを読取	10	イベントごと 1 回
広報紙アンケート回答	広報紙 QR コードからアンケートに回答	20	1 回限り

別表 2 特典及び必要ポイント数

特典	必要 pt	上限	提供方法
ちっくん限定待受画像	20	上限なし	LINE 上でデジタル配付
筑西市ノベルティセット	70	100	抽選後、当選者へ郵送
ちっくんと撮影券	100	5	抽選後、日程調整の上で来 庁
市長室への招待・記念撮影権	150	5	抽選後、日程調整の上で来 庁

注：提供上限、内容及び提供方法は、在庫、日程その他の事情により変更する場合がある。